

一般会計補正予算

3億6,034万円の追加を可決！

※報告	5件
※承認	10件
※工事請負契約の締結	3件
※財産の取得	1件
※条例の制定	2件
※条例の一部改正	1件
※補正予算	2件
※介護保険の事務受託変更	1件
※監査委員の選任	1件
※請願・陳情の審査	3件
※意見書の提出	1件

6月定例会のポイント

第2回定例会は会計年度が改まって最初の議会です。定例会は年で数えますので第2回ですが、村の事業年度的には第1回目の定例会です。

この定例会には多くの専決処分報告が提出されます。これは会計年度の終わり、すなわち3月31日に国の法律改正が交付されて、同日で条例改正したもののや、3月31日で会計年度が終わるため、決算見込みにより予算の不用額などを整理した補正予算などを、同日で村長が専決したものです。これは6月定例

会で村長が議会に報告し承認を受けます。

また、平成27年度第1号補正予算は、ふるさと納税事業、白馬高校支援事業、そして神城断層地震に伴う災害復旧事業などの補正を行っています。

本会議での質疑

●承認第4号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、の質疑

加藤亮輔議員

国保税の改正は、4月からの施行ということで、年度末の3

月31日に専決しているが、3月30日の臨時議会になぜ出せなかったのか。また、改正で村民負担の増減のシミュレーション結果は。

住民課長

村民負担は、111世帯が、限度額の改正の影響を受け、国保税額、約150万円の増になります。国保税の軽減対象範囲の拡大は、平等割で65世帯、均等割で前年比139名の増となり、調定額のベースで約250万円の減額になります。

3月議会に提案しなかったのは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に交付をされ、今回の条例は連動して改正する必要があり、やむなく同日付で専決処分しました。

加藤亮輔議員

今回は専決処分が10本。地方自治法179条1項には、議会が成立しない時、議会を開くことができない時、緊急を要する時、議会が議決をしない時等、四つのがかかっているが、委員会審議もなしに村長権限で専決したということは、今後村長は専決を増やす考えか。

村長

できるだけ臨時議会などを開いて、専決は少なくするよう、常々私も考えています。今回は緊急を要するという形で専決しました。

●承認第6号 平成26年度白馬村一般会計補正予算(第13号)の専決処分報告について

太田修議員

歳入明細の固定資産税・現年度分が、予算対比で5千755万9千円の増額となっているが。また、滞納繰越分予算対比3千466万7千円の減額の内容は。

税務課長

当初、調定見込額に88%を乗じて予算化したのが、3月末日で94.4%の歳入実績となりました。また、滞納繰越分は当初予算で徴収率14%を見込みましたが、3月末日の歳入実績は8.8%で、3千466万7千円の減額となりました。

太田修議員

予算主義が原則と思われるが。

税務課長

早目の見直しを行い、専決処分前の3月補正で対応していきたいと思えます。